

ム」について、庁内の公募職員の選定と、今後の進め方を整理しました。まず、庁内公募職員についてです。10人の職員から申し出がありました。本件は改修工事等の関係で、スケジュール上、十分な余裕を確保することが難しく、また、外部のデザイナーとの連携や別団体からの支援を受けることも踏まえて、チームを円滑に運営していく観点から、募集人数を概ね5人程度に絞りました。今回は応募者のこれまでの業務経験やナッジ活用の実経験等を参考にしつつ、各事業への横展開も意識し、基本的に各部1人として、申出のあった10人のうち6人を選考しました。また、今回の検討チームには、担当部職員としての道路交通課・整備課・未来戦略室の職員と、庁内公募の職員に加えて、KOMAE Designer's Lab. より、民間企業で主にサービスデザイン、UI/UXデザインに取り組まれている方と、普段はデザイン会社で主にアートディレクターをされている2人のデザイナーに加わっていただきます。また、これとは別にナッジの基礎知識やフレームワークを学ぶ研修の講師及び本プロジェクトへの助言を、横浜市の行動デザインチームを母体とするNPO法人Policy Garageにお願いしています。また、検討の進め方については、資料のスケジュールのとおり、5月中にリサーチ（データ収集）、6月末までデータ分析を行い、その後、7月から9月にかけて試行・検証という手順を進める予定ですが、特に試行・検証の段階においては、市道改修のほか、商業施設側の工事等の準備の状況も鑑み行う必要があるため、スケジュールは柔軟に対応していきたいと考えています。

市長 今回のメンバーのうち、担当職員も含めると女性職員は何人ですか。

部長 4人です。

市長 市民公募についても言えることですが、男女共同参画の観点も踏まえて、委員選定については男女比も考慮するようにしてください。続いて、報告事項2「電子契約の導入について」を報告してください。

部長 電子契約とは、現在紙媒体で締結している契約書を電子データに置き換えるもので、電子データによる文書に電子署名を付して行う契約のことです。契約における締結部分の電子化となりますが、これにより、押印や印紙が不要となり、インターネットを通じて契約締結が可能となることから、市・事業者ともに迅速に契約を締結できるとともに、契約書作成にかかるコスト削減につながります。電子契約の活用範囲は、法律上書面化が必要な契約等を除き、全ての契約を対象とします。主管課契約において、電子契約を実施する場合には、当面の間、総務課にて、契約締結を行います。具体的な取扱いについては、追って事務連絡にてお知らせします。各課においても、積極的に受注業者へ活用を促してください。

なお、電子契約の適用除外とする契約については、電子署名の有効期限等

を踏まえて、今後事業者と整理していきます。導入スケジュールですが、今後事業者と業務フロー等を整理しつつ、必要な例規改正等を行います。また、6月には市内事業者を始めとした事業者向け説明会を開催し、7月からの導入を目指します。

なお、主管課契約における各所管課での電子契約については、課題等を整理した上で、令和6年度契約締結までには導入し、職員向け説明会等を開催します。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 法律上書面化が必要となる契約にはどのようなものがありますか。

部 長 借地借家法に基づく定期借地契約等が考えられます。

部 長 仕様書の内容と現地の情報に食い違いがある場合には、相互に協議をして契約変更等を行う必要があります。その際に電子で記録しておくことが重要となるため、今後は共通ルール等を決めていく必要があると思います。また、書類等の成果物についても電子納品を原則にさせていただきたいと思います。

部 長 今回は契約の締結部分を電子化するものであり、契約前後の確認等は現状どおりとなる予定です。成果物の電子化については、出来る限り事務連絡等で周知していきたいと考えています。

市 長 続いて、報告事項3「自動販売機を活用した防犯カメラの設置及び管理に関する覚書について」を報告してください。

部 長 市内における安心安全なまちづくりの推進の一層の強化を図るため、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構と「自動販売機を活用した防犯カメラの設置及び管理に関する覚書」を、4月25日に締結しました。覚書の内容は、市が公園の使用を許可し、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構が、飲料メーカー等と連携して、公園に自動販売機を設置し、売上の一部で防犯カメラの設置・管理を行うほか、大規模災害時には自動販売機の飲料を無償で提供することで、安全で安心なまちづくりの推進につながるものとなっています。自動販売機を活用した防犯カメラの設置は、都内では世田谷区に次いで2番目、多摩地域では初の取組となります。自動販売機及び防犯カメラの設置は、5月中に完了する予定です。

市 長 続いて、報告事項4「『狛江市民センター改修基本設計』及び『狛江市新図書館整備基本設計』に係る市民説明会等の実施について」を報告してください。

部 長 令和4年11月に策定された狛江市民センター改修基本構想及び狛江市新図書館整備基本構想を踏まえ、建物の機能や配置等をより具体化した基本設計について、市民説明会等を実施します。市民説明会は6月1日午後7時から及び6月3日午前10時からの計2回、市役所特別会議室で実施し、広報

こまえ5月15日号で周知します。また、新図書館の近隣説明会は6月25日午前10時から、駄倉地区センターで実施し、近隣住民の方に向けた案内文書のポスティングにより周知を行います。

なお、「狛江市新図書館整備基本設計」については、令和5年7月末に完了する予定のため、現時点で完成している平面図等について説明します。

部長 資料2枚目から5枚目までは市民センター及び新図書館の各階平面図です。基本設計では、機能や空間の具体化として、基本構想で示していなかった書架やトイレ、事務室等のレイアウトのほか、各室に想定される机や椅子の配置も示しています。市民センターの1階は、多世代のふれあいを創出する「交流・コミュニティフロア」です。児童書や子育て支援等を中心とした図書コーナーのほか、予約なしでゆったりと過ごすことのできるラウンジ機能としてのフリースペースは、市民活動支援センターとつながり、市民の新しい交流の場となります。中央には、公民館・図書館・市民活動支援センター3つの機能をまとめた総合事務室があり、外部には市民ひろば、庁舎食堂に面して、ウッドデッキによるオープンテラスを設置します。今後、実施設計においてオープンテラスと市民ひろばとのつながりを持たせた空間を計画していきます。2階は、「静かな会議・学習フロア」です。多目的室、講座室、和室、スタディコーナーを配置し、会議や学習会、教養活動等、静かに学習し、落ち着いて学びあえる環境をつくとともに、個人での学習もできる環境を整備します。地下1階は、「にぎやかで多様な活動・イベントフロア」です。ホールのほか、クラフトスタジオ、キッチンスタジオ、サウンドスタジオ、パフォーマンススタジオ、主に子どものための居場所として、ティーンズ優先の多目的室、団体活動コーナー等を配置しています。次に新図書館の平面図です。1階は、エントランス、ラウンジ、アートルाइブラリーのほか、事務室があり、外部には駐輪場を37台程度計画しています。2階は、一般開架スペースを大きく取るとともに、道路に向かった窓側に閲覧席を設けています。3階の一般開架スペースは日影規制等の影響で、2階と比べ小さくなりますが、2階の吹抜けとつなげる事で空間の広がりを持たせた計画としています。2階と同様に道路に向かった窓側に閲覧席を設けるほか、多目的室も配置します。地下は、閉架書庫のスペースで、集密書架を設置し蔵書数の確保を図っています。

なお、一般開架スペースは書架間を約1.35m確保し、車椅子の通行に配慮する等バリアフリーを基本に、基本構想で想定した一般開架で6万7千冊、閉架書架で10万5千冊を確保できる計画としています。

市長 その他ありますか。

部長 会派及び会派所属議員についてです。資料1枚目をご覧ください。5月1

日付にて4つの会派が結成されました。自由民主党・明政クラブは栗山議員、辻村議員が新たに加入され、計8人となっています。幹事長は石井議員、副幹事長は篠議員です。日本共産党狛江市議団は、荒木議員が新たに加わりましたが、人数に変更はなく4人、幹事長は西村議員、副幹事長は岡村議員です。狛江市議会公明党はメンバー・人数に変更はなく4人、幹事長は佐々木議員です。今回新しく会派を結成されたのは、分かりやすい政治を伝える・維新の会です。構成は三宅議員ときたみ議員、幹事長は三宅議員です。無会派は吉野議員、高木議員、平井議員、小木議員の4人です。

続いて、資料2枚目ですが、会派の結成に伴い、議員控室も一部変更があります。自由民主党・明政クラブ、日本共産党狛江市議団、狛江市議会公明党は変更なしです。分かりやすい政治を伝える・維新の会は以前立憲民主党が使用していた明政クラブの下となります。無会派の4人については、明政クラブの左側を使用することとなります。なお、公明党の下、改選前は平井議員と松崎議員が使用していた部屋については、原則空き室とし、議員の打ち合わせスペースとして使用します。

最後に臨時会についてです。現在、議長、副議長が不在であるため、冒頭は局長による進行とします。最初に仮議席番号順により議員各位の自己紹介、続いて、理事者側、市長、副市長、教育長、各部長の順で自己紹介を行っていただきます。その後に臨時議長を紹介します。臨時議長については、地方自治法第107条の規定により、議場内にいる年長者となっているため、宮坂議員に臨時議長を務めていただきます。ここからは臨時議長の進行となります。最初に仮議席の指定、続いて登壇の上、市長挨拶となります。市長挨拶後に議長の選挙を行い、新しい議長が決定されるため、以後の進行は新議長により進めていきます。

なお、議長、副議長が決まった際の就任の挨拶及び議案の提案理由については、登壇の上、お願いします。また、新型コロナウイルス感染症の感染法上の取扱いが5月8日より5類に移行となりました。議場内においても、新型コロナウイルス感染症以前の状況に戻すため、議長席と理事者側のアクリル板、議員側後方の長机を撤去、各部長の指名標の設置、本会議場の出入り口や理事者控室の扉については、閉めた状態で行います。服装等ですが、5月よりクールビズ期間であり、その期間中はノーネクタイ等でも可となっていますが、議会についてもノーネクタイ、上着着用無しである旨を5月8日の会派代表者協議会で確認しています。

市 長 議員控室について、面積にバラつきがありますか苦情等はないですか。
部 長 会派同士の話し合いにより、合意いただいています。
市 長 他にありますか。

部 長 令和4年度予算の執行確認についてです。財政課から4月5日付け事務連絡にて各課長宛てに「令和4年度予算執行の最終確認について」、また伝票処理については会計課から3月10日及び4月17日付けの事務連絡にて各課長宛てに「年度末・年度当初の伝票処理について」の文書を発出していますが、令和4年度の出納整理期間は、約3週間後の5月31日で終了となります。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっていた講演会や委員会等が実施・再開されており、債務となっている費用を適正に執行する必要がありますが、まずは債務の捕捉漏れが無いか、又、執行漏れが無いか、再度確認をお願いします。財政課から依頼している「委員会等開催に伴う報酬及び報償の執行確認」についても、対応をお願いします。また、令和2年度決算では監査委員より口頭にて、「補助金交付事務等の適正執行」として、補助金の過払いの発生について指摘を受けています。令和4年度予算についても、補助金の適正な執行、支払いや資金前渡の精算等に漏れ等がないよう、最終確認をお願いします。

市 長 部課長を中心に金額の確認をお願いします。他にありますか。

部 長 5類移行後のマスクの着用についてです。4月25日庁議にて、新型コロナウイルス感染症5類移行後の変更点を報告しましたが、マスク着用については個人の主体的な選択を尊重しつつも、マスク着用が効果的な場面を周知することについては、5類移行後も変更なし、と報告しています。本内容に基づき、ポスター掲示をしている医師会監修のマスクの考え方である、重症化リスクの高い方の感染を防ぐために医療機関に行くとき、高齢者施設等を訪問するとき、予防接種会場へ行くときはマスク着用をお願いする、という対応は、5類移行後も継続しているため、改めてお知らせします。

市 長 議会でのマスクの取扱いはどのようになりますか。

部 長 個人の判断に任せることととしています。

市 長 他になれば、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、5月16日午後1時15分から開催します。